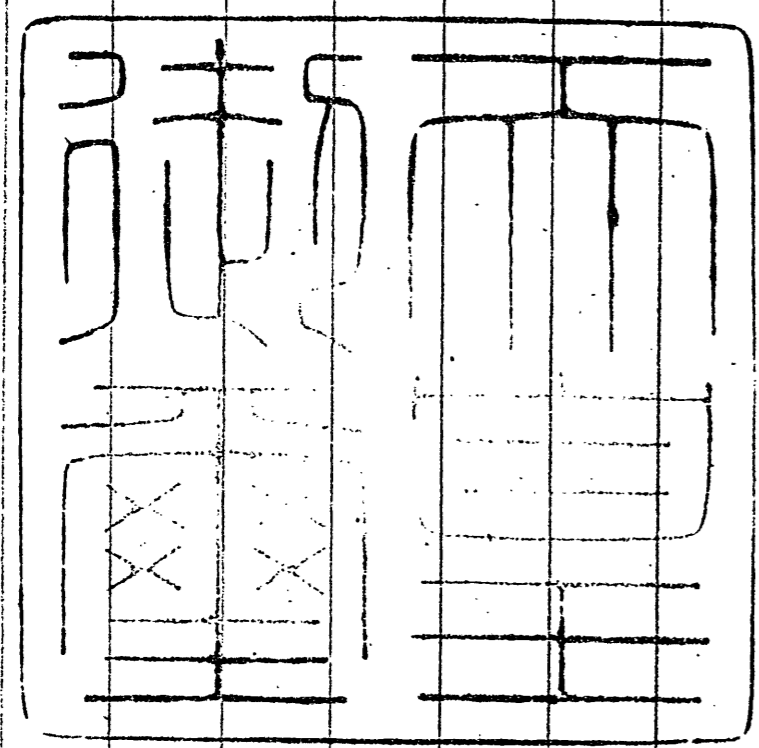


勅令第三百三十一號

總

朕は海軍將校分限令等を廢止  
する勅令を裁可し、ここにこれを公  
布せしめる。

裕仁



日

月



海軍下士官任用特例

海軍志願兵令

海軍特別志願兵令

海軍時修兵令

海軍下士官兵簿行章令

海軍服制

海軍服装令

海軍總備員令

海軍士官服制臨時特例

臨時海軍第三種軍裝令

海軍文官従軍服制臨時特例

明治三十二年勅令第六十七號

昭和十三年勅令第七百六號

昭和十三年勅令第七百八十號

昭和十七年勅令第六百十號

昭和十七年勅令第六百十一號

昭和十九年勅令第六百五十號

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令施行の際現に海軍に屬し在員してゐない者に關しては、舊令は、この勅令の施行後もその者の復員するまで、なほその效力を有する。